

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級第 14 級として決定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は勤務中に配管継目から噴き出してきた高温の蒸気を両上肢、左下腿部に浴びて負傷した。負傷後、○病院を受診し「両前腕・上腕部熱傷（Ⅲ度）、左下腿熱傷（Ⅱ度）」と診断され、入院した。その後、大学病院に転医し、皮膚移植手術を受けるなど加療の結果、平成○年○月○日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 14 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

神経障害（第 12 級）及び醜状障害（第 12 級相当）が残存しているため、私の障害等級は併合第 11 級になると考える。

- (1) 神経障害について、両前腕は熱傷手術部に「知覚障害あり」と診断書で証明されており、両手握力が著しく低下しており、日常生活にも支障がある。
- (2) 醜状障害について、両前腕部（肘関節を含む。）に凸凹組織の著しい醜状がある。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 自訴は、熱傷による両腕の感覚脱失・異常感覚、握力減少であり、ア 感覚脱失については負傷部位の全域に及ぶため第 14 級の 9 と認定した。イ 異常感覚、握力減少については、障害等級表に定めがないことから障害として評価しない。
- (2) 外見所見において、明らかに両上肢に火傷及び皮膚移植後の醜状障害が認められる。その範囲は両前腕の半分を超えるものの、両上腕のほとんど全域に及ぶものとは認められないことから、右腕を第 14 級の 3、左腕を第 14 級の 3 と認定した。
- (3) 上記(1)・(2)より、本件は併合第 14 級と認定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証及び請求人の外見所見、自訴等から両上肢の醜状障害及び神経障害である。

ア 醜状障害について

両上肢の露出面には、人に嫌悪の感をいだかせる程度の著明な凸凹状を含む癍痕形成（熱傷痕、皮膚移植痕）が認められ、同癍痕の大きさは、両上肢の露出面の1/2程度に及ぶことが認められることから、「著しい醜状」として準用第12級と認定するが妥当である。

イ 神経障害について

両上肢の熱傷部位全域の広範囲に感覚脱失が認められ、これは医学的（他覚的）に改善が見込めないものである。認定基準において、疼痛以外の異常感覚（感覚脱失等）については、その範囲が広いものに限り、第14級の9（局部に神経症状を残すもの）とすることとされている。よって、両上肢の神経障害は準用第14級と認定するが妥当である。

(2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、上記ア及びイのとおり、本件障害は系列を異にする複数の障害が認められるので、これらの障害を総合評価した障害等級は重い方の障害等級に該当する等級によるとされており、併合第12級となる。なお、握力低下については、現行の障害等級表上規定はなく、認定基準においても障害として認めていない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第14級に応じる障害補償給付を支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。